

令和8年度
大熊町立認定こども園
学び舎 ゆめの森 入園案内



学び舎 ゆめの森
Manabiya Yumenomori

◇申込受付期間及び場所

【受付期間】

受付時間：午前8時30分～午後5時00分（土日祝日を除く）

受付場所：大熊町教育委員会 教育総務課 こども教育係

【TEL：0240-23-7193】

大熊町立認定こども園 学び舎 ゆめの森

【TEL：0240-23-4462】

1. 認定こども園

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

2. 入園対象児

生後6ヶ月から小学校就学前までの教育・保育を必要とする幼児で、大熊町に住民登録をしている世帯が対象です。

町外からの入園（広域入所）を希望される場合は、「8. 広域入所について」をご確認ください。

3. 給付認定について

◎1号認定：満3歳児以上（3～5歳）で、認定こども園での教育を希望する子ども

◎2号認定：満3歳児以上（3～5歳）で、保護者の就労等で保育を必要とする子ども

◎3号認定：満3歳児未満（0～2歳）で、保護者の就労等で保育を必要とする子ども

※2・3号認定は保護者の就労状況により、下記のように分かります。

*保育短時間認定……保護者の1ヶ月の就労時間が 48時間以上の場合

*保育標準時間認定…保護者の1ヶ月の就労時間が120時間以上の場合

（就労時間により保育時間は異なります。）

【2・3号認定の要件】

保育が必要な事由	保護者の状況	認定期間
就労	就労を常態としている場合 （1ヶ月の就労時間が48時間以上）	事由が継続している間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	出産予定日から産前及び産後8週間を経過する月の月末まで
疾病・障がい	病気や怪我、または心身に障がいをもつ場合	事由が継続している間
介護・看護	同居の親族（長期間入院等を含む）を常時介護又は看護している場合	事由が継続している間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	90日
その他	上記の状態に類する場合	必要と認める期間

※認定後に、これらの事由が変更となった場合は変更申請が必要となります。

※認定後に、これらの事由が消滅した場合は、原則退園になります。

4. 保育時間

月曜日～金曜日…午前7時30分～午後 6時30分

土曜日…午前7時30分～午後 0時00分（正午）

※利用時間については、保護者の勤務状況等に応じて上記保育時間の範囲で決定します。

1号認定……………午前8時30分～午後1時30分（月～金）

（春・夏・冬の長期休業期間あり）

2・3号認定（短時間）…午前7時30分～午後3時30分（月～金）

2・3号認定（標準時間）…午前7時30分～午後6時30分（月～金）

*土曜日は、午前7時30分～午後0時00分（正午）までとなります。（2・3号認定のみ）

◎1号認定の預かり保育

都合により、家庭での保育が困難な場合など下記により実施いたします。

- ・預かり保育日時…長期休業期間を除く平日のみ 午前7時30分～午前8時30分
// 午後1時30分～午後6時30分
- ・長期休業中の預かり保育も平日8時間まで実施いたします。

◎2・3号認定（短時間）の時間外保育（臨時保育）

- ・延長保育日時…平日のみ 午後3時30分～午後6時30分

※1号預かり保育、2・3号時間外保育（臨時保育）を利用される方は、事前に「臨時預かり保育申請書」の提出が必要です。

5. 慣らし保育について

新入園児については、環境の変化が体調などに微妙に影響を及ぼすものです。無理のなく園生活に慣れていただくために、お子様の様子を見ながら段階的に保育時間を延ばしていきます。

（慣らし保育期間については、年齢やお子様の状況を見て、保護者の方と相談しながら調整していきます。）

6. デイリープログラム

デイリープログラム		
大熊町立認定こども園 学び舎 ゆめの森		
3号認定	3号認定	1・2号認定
0歳児	1～2歳児	3～5歳児
7:30 開園・登園	7:30 開園・登園	7:30 開園・登園(2号認定) 延長保育(1号認定)
視診・検温、所持品の整理、自由あそび、遊具用具の片づけ		
8:30 順次登園 ※元気に挨拶し、園児の心身の健康状態を把握すると共に、気持ちよい園生活の始まりとなるようなコミュニケーションに心掛ける。	8:30 順次登園	8:30 開園・登園(1号認定)
ベビーマッサージ (午前寝)		
9:30 朝のつどい	9:30 朝のつどい	9:30 朝のつどい
朝のあいさつ、出欠確認、季節のうた、絵本の読み聞かせ、おやつ準備		
10:00 おやつ クラス活動 (散歩・日光浴・外気浴)	10:00 おやつ クラス活動	10:00 ティータイム クラス活動
遊びを通じた総合的な保育(主体的活動・課題活動・異年齢交流・年齢に応じた活動)		
※遊びを重視した教育・保育を行う。遊びを通して、知的好奇心、他者とのつながり、思いやる心等、道徳性の芽生えを育む。 ※園児にとって意味のある遊びつながるよう、園児の発達に必要な経験を見通して指導計画を作成し、意図的かつ系統的な保育を行う。		
11:00 食事・離乳食 ※一人一人の園児の発達状態を適切に把握し、家庭と連携をとりながら、個人差に配慮する。	11:15 昼食準備・給食 ※園児が食べものに興味をもって自ら意欲的に食べようとする姿を受けとめ、自立心の芽生えを尊重する。	11:45 昼食準備・給食 ※食習慣の形成に当たっては、園児の自立心を育て、園児が他の園児と関わりながら、主体的な活動を展開する中で、食生活に必要な習慣を身に付けるように配慮する。
12:00 午睡準備	12:45 午睡準備	12:45 午睡準備
12:30 午睡 ※個々への関わり合いの中で安心して入眠できるようにする。 ※寝る姿勢や呼吸等のこまめな睡眠チェックを行う。	13:00 午睡 ※個々の体力差や家庭での生活リズムの違いに応じて午睡時間を調整する。 ※こまめな睡眠チェックを行う。	13:30 午睡(2号認定・預かり) ※午前中の充実した遊びの疲れを癒すため、個々に応じて、寝ることより体を休めることを重視する。 ※5歳児2号認定・預かり保育は、3学期から午睡なし
眠りにつきやすい環境を整え、静かに体を休める		
14:50 目覚め	14:50 目覚め	14:50 目覚め
着衣寝具の整理、触診、おやつ準備		
15:15 2回食、おやつ	15:15 おやつ	15:15 おやつ
15:45 降園準備	15:45 降園準備	15:45 降園準備
視診、所持品の整理・確認、さよならのうた・あいさつ		
順次降園、好きな遊び 延長保育 18:30 保育終了 閉園	順次降園、好きな遊び 延長保育 18:30 保育終了 閉園	順次降園、好きな遊び 延長保育 18:30 保育終了 閉園

1号認定教育時間

預かり保育(1号認定)

7. 保育料（利用者負担額及びその他事業の実施に伴い必要となる費用について）

◎利用者負担額

学び舎ゆめの森に通う1号及び2・3号認定の全ての幼児の利用者負担額は無料になります。
（大熊町に住民登録をしている世帯のみ）

町外から入園を希望する方においては、「8. 広域入所について」をご確認ください。

◎預かり保育、時間外保育（臨時保育）について

学び舎ゆめの森に通う1号及び2・3号認定の全ての幼児の預かり保育料、時間外保育（臨時保育）料は無料になります。（大熊町に住民登録をしている世帯のみ）

町外から入園を希望する方においては、「8. 広域入所について」をご確認ください。

◎給食費

学び舎ゆめの森に通う1号及び2・3号認定の全ての幼児の給食費は無料になります。（大熊町に住民登録をしている世帯のみ）

町外から入園を希望する方においては、「8. 広域入所について」をご確認ください。

◎一時預かり保育について

学び舎ゆめの森に在籍していない1歳から小学校就学前のお子様が対象となります。

一時預かり保育料は、保育を実施した日数に200円を乗じて得た額とし、1ヶ月の間に14日を超えた場合は3,000円とします。（大熊町に住民登録をしている世帯は無料となります）

給食費については、学び舎ゆめの森の給食の一食単価に給食数を乗じた額を月毎にお支払いいただきます。（大熊町に住民登録をしている世帯は無料となります）

※利用希望日が決まりましたら、こども園に連絡をしてください。（TEL0240-23-4462）

※利用希望日の1週間前までに申請が必要です。

8. 広域入所について

大熊町外にお住まいで学び舎ゆめの森に入園希望される方は、住所を有する市町村の保育施設等担当部署へご相談ください。

※広域入所を希望される方は、入園希望日までに就労を開始し、就労証明書を提出してください。また、就労内定の場合はその証明を受けてください。

保育料（利用者負担額及びその他事業の実施に伴い必要となる費用について）

◎利用者負担額

住民票のある居住地の自治体が定める基準で決定されます。一般的には、保護者の収入に應じたものとなっており、保護者の市町村民税の合算額により算定されます。

◎預かり保育料、時間外保育（臨時保育）料

月額3,000円です。ただし、保育料は、保育を実施した日数に200円を乗じて得た額とし、1ヶ月の間に14日を超えた場合は月額料金と同額とします。

◎給食費

学び舎ゆめの森の給食の一食単価に給食数を乗じた額を月毎にお支払いいただきます。

9. 認定について

◎提出書類、添付書類等に不備または就労証明書との内容が違う場合は、入園保留とさせていただきますのでご注意ください。

◎定員超過の場合は、保育が必要な事由の程度が高い順に入園承諾を行うこととし、応募人数を定員の関係により入園保留（待機児童）となることがあります。

◎受付順での入園承諾ではありません。

10. 制服等について

学び舎ゆめの森では、指定された制服やカバン、上履きはありません。幼児期における遊びの重要性を考慮した動きやすい服装やシューズ、お家の方と一緒に選んだ愛着のあるカバン（リュック等）で登園させてください。

11. スクールバスについて

保護者による送り迎えが原則となりますが、3歳児(年少)以上1号認定のお子様については町内においてスクールバス運行を予定しています。

※年度初め（4月）に運行ルート等を決定するため、年度途中からの利用は難しい場合がございます。

12. その他

◎年度の途中（4月以降）で入園を希望する場合は、原則として入園希望月の前月15日まで
に申込書類を提出してください。

◎入園は毎月1日（申込書類の提出が15日を過ぎた場合は入園希望月の翌月1日）からと
なります。

◎申し込み書類等を提出した後に世帯の状況や勤務先等が変わった場合は、その都度大熊町教育総務課に必ずご連絡ください。なお、変更後の「就労証明書」は早めに提出してください。

◎申請の時に幼児の健康状況もお聞きますので、詳しくお話しください。

◎保育の期間中であっても入園基準に該当しなくなった場合は、保育の実施解除となります。

◇申込みに必要な書類

入園申し込み書類		
1	こども園入園申込書	*申込み児童 1 名につき 1 枚
2	家庭状況等調査票兼健康状況調査票	*申込み児童 1 名につき 1 枚
3	子どものための教育・保育給付認定申請書	*申込み児童 1 名につき 1 枚
4	所得課税証明書（最新のもの）	*令和 7 年 1 月 1 日時点で大熊町に住民票がなかった方のみ提出（令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録があった市町村で証明書を取得してください。） *大熊町に住民登録がある方で、税の申告が未申告の方は大熊町住民税務課にて申告してください。 *未申告等により市町村民税額が確認できない場合、保育料が最高額となることがありますのでご注意ください。
2・3号認定の場合は、以下から保育が必要であることを証明する書類も提出してください。*該当する書類を申込 1 世帯につき 1 枚（兄弟等で入所の場合は 1 枚）		
5	① 居宅外で就労されている方（予定を含む）	*就労証明書（就労内定の場合はその証明を受けてください。） ※就職後は就労証明書を提出してください。
	② 自営（自宅外自営、親族経営等の自営を含む）の場合	*就労状況証明書、自営の証明書類の写し（確定申告書・営業許可証・開業届等）
	③ 出産前後の方（産前及び産後 8 週間に限る）	*母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）
	④ 保護者が学校に在学中の方	*在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）
	⑤ 保護者が病気の方	*診断書
	⑥ 保護者が障がいをお持ちの方	・障がいによる手帳等の交付を受けている方 *身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ・交付を受けていない方 *診断書
	⑦ 保護者が介護をしている方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類 *診断書、介護保険証の写し等
	⑧ 保護者が求職中の方	求職活動中であることを証明するもの *求職活動申立書、ハローワークカードの写し
※育児休業取得時に在園中の子がいる場合 育児休暇中であることを証明するもの ※育児休暇証明書		
※ご注意ください ○就労されている方でも、就労証明書が不足している場合は求職中の扱いとなります。 ○必要に応じて上記の掲げる書類以外の提出を求めていますので、ご了承ください。 ○申請内容によって虚偽があった場合、子どもの教育・保育給付認定や学び舎ゆめの森の利用決定を取り消す場合があります。		